

答 申 第 261 号
平成19年8月20日

千葉県公安委員会
委員長 伊藤 賢二 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

審査請求に対する裁決について（答申）

平成19年2月7日付け公委（風）発第23号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

平成18年12月19日付けで審査請求人から提起された平成18年12月12日付け風
発第508号で行った行政文書部分開示決定に係る審査請求に 対する裁決について

1 審査会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が平成18年12月12日付け風発第508号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求において主張している理由は、おおむね次のとおりである。

ア 千葉県行政手続条例（平成7年千葉県条例第48号。以下「行政手続条例」という。）第8条によると不利益処分の際には、当該不利益処分の理由を示さなければならないとされているが、本件不開示となった理由については、どのような事実関係に基づいて特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）第11条の広告表示義務規定による千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第8条第2号ただし書イの適用が排除されて不開示に至ったのか理由付記がない。

イ 少なくとも第三者の氏名を除いた住所が不開示となる理由に乏しい。当該第三者及び当該サイト運営者の少なくとも2名以上が、当該住所を一つにしており、当該住所のみでは他の情報と照合したとしても識別は不可能である。また、当該住所が開示されたとしても、当該第三者の権利利益を侵害するおそれはなく、当該第三者が事業として部屋貸しを行っているとするれば条例第8条第2号に該当しない。

ウ 審査請求人が、特商法第11条の広告表示義務に係る運営者部分を開示請求していることは処分庁も承知しているが、当該広告表示義務に言及した説明がなく不開示理由記載が不十分である。特商法の広告表示義務により条例第8条第2号ただし書イに該当する。

エ 開示請求したサイトは、そのすべてが架空・不当請求の手口を使った悪質サイトである。高校生はおろか、中学生、小学生までもが受ける精神的な苦痛の大きさは計り知れない。これらの業者から自らの健康や財産を保護するためには、当該架空請求業者の所在地、氏名や名称等の業者特定が必須である。条例第8条第2号ただし書ロ又は第10条に該当する。

オ 諮問は処分庁が行うものではなく、審査庁が行うものである。本件理由説明書には、「どちらかわからないから不開示が妥当」との記載が複数見受けられるが、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第29条第1項により、審査庁として必要な検証をすべきであるが、このような記載は、処分庁の弁明そのものであって、審査庁が客観的立場に立った審理結果等ではないことが明らかである。本件理由説明書の有効性に大きな疑問がある。審査会は、審査庁に対して再度作成提出させるべきである。

行政不服審査法第22条及び第33条に基づく弁明書及び物件提出の事実関係を照会したが回答を拒否された。同法第33条第2項の物件閲覧請求権が侵害されている。カ 第三者は、当該部屋を風俗営業の事務所として使用することを承諾していると考えられる。映像送信型の風俗営業の場合、「事務所の使用について権限を有することを疎明する書類（使用承諾書）」を添付しなければならないはずである。

また当該第三者は、事業に使用する事務所として部屋を貸しているわけであるが、反復継続して賃貸料を取って部屋貸しを行っているのであれば、それは個人事業者の当該事業に関する情報であろう。

キ 「千葉県××市××××〇〇方」という場合において、その住所部分はプライバシーに該当するのかという点が疑問である。「千葉県××市××××〇〇方」という情報は、〇〇という人物の個人のプライバシーに関する情報ではなく、「建物の名称」等に属する情報ではないか。

ク 各ドメインが記載されている文書なら何でも良く、運営者の情報が知りたいとして開示請求をした。しかし、開示請求対象は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）の届出書に限定されている。

運営元が知りたいということは、返金訴訟提起に必要な氏名と所在地がほしいという趣旨であり、千葉県警察本部、各警察署、交番、駐在所等に存在するすべての行政文書を開示請求対象として、あらためて開示決定をし直すべきである。

開示請求前に運営元を知りたいとして相談したところ、運営元を開示すると説明して風適法の届出書に限定して開示請求させておきながら、ほしい情報の中核をなす事務所の所在地を不開示とした行為は不適切な措置であり、条例第30条に違反する。

3 千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）の説明要旨

諮問実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求について

審査請求人は、平成18年10月30日付けで、「URL中に「http://〇〇〇〇〇.〇〇〇/」等433個の各ドメインが記載されている風俗営業法上の届出書。映像送信型に限定しない。（なお、各ドメインにつき、①営業の種類②特商法11条による広告表記義務部分③インターネットのURL④可能ならサイト名⑤営業上の呼称）」についての行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 部分開示決定について

本件請求に係る対象文書は、実施機関と審査請求人が、協議した上で特定した映像送信型性風俗特殊営業届出台帳である。

実施機関は、本件文書の「事務所の所在地」欄には、特定の個人を識別することができる第三者の氏名及び他の情報と照合することにより、当該特定の個人が識別できる住所が記載されているため、条例第8条第2号に該当することから、本件決定を行った。

(3) 本件決定における理由付記について

実施機関は、決定通知書の「開示しない部分及び開示しない理由」欄に、「条例第8条第2号該当、「事務所の所在地」欄には、特定の個人を識別できる第三者氏名及び他の

情報と照合することにより、当該特定の個人を識別できる住所が記載されているため」と不開示理由の説明を記載している。

不開示決定の理由については、判決において、不開示とする部分について根拠条文及びその条文に該当することの根拠を示すことが必要であることの方角性が示されている。そこで本件決定を検討するに

ア 不開示とした部分は、条例第8条第2号に該当する（根拠条文）ことから不開示にしたものであり、それは「事務所の所在地」欄に記載された部分であること

イ 当該部分には、「第三者の氏名」及び「住所」が記載されていること

ウ 「氏名」は特定の個人を識別できる個人情報であり、「住所（番地部分）」は、他の情報と照合することにより当該第三者を識別できる情報であること

を明確に説明しており、審査請求人において、不開示部分がどの部分であって当該部分がいかなる性質のものであるから実施機関が不開示にしたかは、容易に判断できるものと認められる。

(4) 不開示理由の妥当性について

ア 本件決定は、対象文書に特定の個人を識別することができる第三者の氏名及び他の情報と照合することにより当該特定の個人が識別できる住所が記載されており、これが個人情報(条例第8条第2号)に該当すると判断したものである。

イ 当該第三者の住所の一部は、他の情報と照合することにより、個人を識別することができるため、正に個人情報と言えるのであって、識別できないとする審査請求人の主張は失当である。

ウ 審査請求人は、当該第三者の権利利益を侵害する具体的なおそれはないと主張するが、当該第三者の氏名が一方的に実施機関により公表されるということは、大きな権利侵害であるとする。条例第3条においては「個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定されており、個人のプライバシーは最大限保護されるよう義務付けられ、その保護の徹底が図られている。この主旨は、条例第8条第2号に反映され、開示・不開示の判断には特に慎重な配慮が求められることに注意しなければならないと規定している。

エ 当該第三者が事業として部屋を賃貸しているとの主張にあつては、対象文書の内容から、事業として部屋を賃貸しているか否かは判断できない。当該第三者が事業を営む個人であるか否か明確でない以上、当該第三者を保護することは当然である。

オ 特商法第11条による条例第8条第2号ただし書イ該当性について

審査請求人は、事業者は特商法第11条により広告表示を行うよう義務付けられており、これらの表示を義務付けられている情報は、条例第8条第2号ただし書イに該当すると主張しているが、仮に特商法第11条により広告表示を義務付けられている「事業者の住所」の情報が、条例第8条第2号ただし書イに該当するとしても、特商法と風適法のそれぞれの法に基づいて求める、特商法でいう「事業所の住所」と風適法でいう「事務所の所在地」の情報は、その目的の違いから必ずしも一致するとは考えられず、同一情報とは言えないと考える。

カ 条例第8条第2号ただし書ロ及び第10条の該当性について

審査請求人は、「開示請求したサイトは、そのすべてが架空・不当請求の手口を使っ

た悪質サイトである。」とし、公益的開示を主張する。

実施機関としては、今回の決定において、本件請求に係わるドメインを犯罪に係わる悪質サイトという観点から検討し、部分開示決定しているものではなく、あくまでも一般サイトのリストとして検討したものである。

もし仮に開示請求書に「次の悪質サイトについて開示を求める。」等犯罪情報に関するような内容が記載されている場合には、条例第8条第4号の犯罪予防等情報に該当し、存否応答拒否の検討を要する性質のものとなる。

条例第10条により、公益上の必要性の判断は、個々の事例における特殊な事情によって、実施機関に裁量的に当該行政文書を開示する余地が与えられ、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当然保護すべき利益を上回る公益上の必要性が認められなければならない。本件決定において不開示とされた当該第三者の個人情報を含む事務所の所在地を開示することとしても、個人の財産が保護され、また、保護すべき利益を上回る公益上の必要性があるとは認められない。

(5) 行政不服審査法について

諮問実施機関は、実施機関から十分な説明を受けているので、あらためて弁明書を求めるまでもないと判断した。

(6) その他

審査請求人は、その他種々主張するが、本件決定における不開示理由と関連があるとは認められず、理由説明を要しないと考える。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の主張及び諮問実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件請求及び本件決定について

本件請求及び本件決定は、諮問実施機関の説明要旨(1)及び(2)のとおりである。

(2) 本件文書について

本件請求に係る対象文書は、風適法に基づき諮問実施機関あてに提出された映像送信型性風俗特殊営業開始届出書により、管轄警察署において風俗営業等関係事務の取扱いに関する訓令（昭和60年本部訓令第14号）に基づいて作成された映像送信型性風俗特殊営業届出帳のうち、実施機関が審査請求人の知りたい項目について審査請求人と協議した上で特定した、URL中に「http:// ○○○○○.○○○/」等433個の各ドメインを含む映像送信型性風俗特殊営業届出帳（以下「本件文書」という。）である。

本件文書は、「営業者の氏名、本籍、住所」欄、「広告又は宣伝の場合の営業の呼称」欄、「事務所の所在地」欄、「統括管理者」欄、「自動公衆送信装置識別電話番号又は記号」欄、「自動公衆送信装置設置者の氏名・名称・住所」欄、「行政処分等」欄などで構成されている。

諮問実施機関は、本件文書の「事務所の所在地」欄には、特定の個人を識別することができる第三者の氏名及び他の情報と照合することにより、当該特定の個人が識別できる住所が記載されているため、条例第8条第2号に該当し当該部分を不開示としたと説明するので、以下、本件不開示部分の条例第8条第2号該当性について検討する。

(3) 条例第8条第2号該当性について

ア 本号本文該当性について

本件文書の「事務所の所在地」欄には、当該映像送信型性風俗特殊業者とは異なる第三者である個人の氏名及び地番が記載されていることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものと認められ、本号本文に該当する。

なお、審査請求人は、当該第三者は事業として部屋貸しを行っているとも推定され、本号本文から除外されるとの主張をしているので、以下検討する。

千葉県情報公開条例解釈運用基準によれば、事業を営む個人とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の2第7項から第9項までに掲げる事業を営む個人のほか、農業、林業等を営む個人とされている。

そこで、当審査会において本件文書を確認したところ、「事務所の所在地」欄の当該第三者の氏名及び住所の記述からは、当該第三者が事業を営む個人であることをうかがわせる特段の事情は認められない。

イ 本号ただし書イ該当性について

審査請求人は、特商法により広告表示を義務付けられていることから、本号ただし書イに該当し開示すべきであると主張する。

一方、諮問実施機関は、特商法第11条により広告表示を義務付けられている「事業者の住所」の情報が、本号ただし書イに該当するとしても、実施機関は風適法を所管しているものであり、特商法と風適法という「事務所の所在地」の情報は、その目的の違いから必ずしも一致するとは考えられず、同一情報とは言えないと説明する。

特商法第1条によれば「特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」とされ、特商法第11条第1項の広告表示義務は、消費者保護の観点から規定されたものであり、事業者の氏名又は名称、住所及び電話番号を表示しなければならないとされている。また、特商法を所管している経済産業省によると、事業者の住所については、現に活動している住所を正確に表示する必要があるとされている。

また、風適法第1条は、「善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。」としている。また、風適法の解釈運用基準において、事務所とは「営業活動の一定の場所」とされ、風適法の目的でもある善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するために映像送信型性風俗特殊営業の実態把握及び監視を目的として届出させているもので、一般に公表の規定はない。

よって、特商法と風適法は、法の目的や住所等の解釈が違うことなどから、仮に特商法情報が本号ただし書イに該当したとしても、風適法の情報が同様に該当するとは言えない。

ウ 本号ただし書ロ及び条例第10条該当性について

審査請求人は、開示請求したサイトは、すべてが架空・不当請求の手口を使った悪質サ

イトであると主張する。

一方、諮問実施機関は、今回の決定において、本件請求に係わるドメインが記載されているサイトを犯罪に係わる悪質サイトという観点ではなく、一般のサイトのリストとして検討しているものと説明する。

しかし、そもそも本件文書の「事務所の所在地」欄に記載された情報は、映像送信に必要な端末等の所在地だけであり、仮に公にしたとしても、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため公にする必要があると認められず、本号ただし書口に該当しない。

なお、審査請求人は、条例第10条の該当性についても主張しているが、「公益上特に必要があると認められるとき」とは本号該当性の判断をした上で不開示とされた情報について、例外的に高度な行政的判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合をいうが、本件文書で不開示とされた情報は、前述したとおり個人に関する情報であり、より広い社会的、公共的視野から開示する必要性のあるものとは認められない。

(4) 本件決定における理由付記について

審査請求人は、特商法第11条に広告の表示義務が規定されているにもかかわらず、このことを排除し不開示とした本件決定における理由付記は不十分であると主張する。

千葉県情報公開条例解釈運用基準によれば、理由付記については、どの情報がどの不開示条項に該当するのか、及び具体的な不開示理由を明らかにする必要があるとされている。

そこで、当審査会において決定通知書の写しを確認したところ、諮問実施機関の説明のとおり、本件決定については、不開示とする部分についての根拠条文及びその条文に該当することの必要な根拠が示されているものと認められる。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を及ぼすものではないため考慮しない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
19. 2. 7	諮問書の受理
19. 3. 8	諮問実施機関の理由説明書の受理
19. 3. 16	審議 諮問実施機関等から不開示理由の聴取
19. 3. 22	審査請求人の意見書の受理
19. 4. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大田 洋介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大友 道明	弁護士	
瀧上 信光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務代理者
横山 清美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成19年4月27日現在)